

事務事業マネージメントシート

事務事業名	生活困窮者自立相談支援事業	担当	健康福祉部 社会福祉課 生活支援係
政策名	02 「笑顔づくり」～安心と元気アップ!～	施策名	13 生活保護と自立支援
成果指標	名称	単位	2 年度実績
	自立相談支援事業により就労・増収した割合	%	24.4
	住居確保給付金により住居を確保できた割合	%	100
	学習支援事業の利用割合	%	27.7
事業概要	<p>・生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策の充実・強化を図るため、平成27年4月1日施行の生活困窮者自立支援法制度により、生活困窮者に対する支援が国で始まり、本市では、必須事業である、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、任意事業である学習支援事業の計3事業を平成27年度より実施している。令和2年度より家計改善支援事業を自立支援事業と併せて実施している。</p> <p>・自立支援事業は本人及びハローワーク等の関係機関からの紹介により、面接により包括的相談し内容の振り分け（就労、医療、障害等、分野別支援）、利用申込み（本人同意）の後、支援調整会議に諮り、プランを決定のうえ支援の提供・評価を行い自立を目的とする。特に家計改善支援事業は家計収支の均衡がとれていない者に対し指導することで生活基盤の安定を図る。</p> <p>・学習支援事業は、生活保護世帯の生徒（要保護生徒）に対しては家庭訪問等、準要保護生徒に対しては、各中学校の担任等を通して、学習支援教室の利用申込みを促し、居場所づくりの他高校進学を目的とする。</p> <p>・住居確保給付金は離職などにより経済的に困窮し家賃の支払いが困難になった者に対し支給することにより居住を安定させる。</p> <p>・各事業は、原則として、本人の申請により、支援事業を実施し生活困窮者の自立促進及び貧困の連鎖を断ち切ることを目的とする。</p>		
2 年度実績・成果・課題	<p>・自立相談支援事業相談人数 90人 相談から就労に結びついた人数 22人 ・家計改善支援事業利用人数 4人 家計が改善した割合 100% ・住居確保給付金受給世帯数 18世帯 住居確保給付金延べ支給件数 122件 ・要保護・準要保護人数（中学生のみ）173人 学習支援事業利用人数 48人</p> <p>令和2年初より、新型コロナウイルス関係で雇用情勢が悪化しつつあり、住宅確保給付金への相談が増加傾向となっている。稼働年齢層を含む生活保護世帯受給者数が増加しているほか、非正規雇用労働者や年収200万円以下の世帯など、生活困窮に至るリスクの高い層が増加している。相談内容により自立困難と思われる世帯については生活保護等、他の支援策と連携する必要がある。</p>		
今後の方向性と具体策	<p><input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 目的絞込み <input type="checkbox"/> 目的拡充 <input type="checkbox"/> 事業統合 <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善 <input type="checkbox"/> 予算削減 <input type="checkbox"/> 予算増大 <input type="checkbox"/> 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）</p> <p>【具体的な改善案】 自立相談支援事業は、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の計3名の担当職員を配置して始まったが、平成29年度からは真岡市社会福祉協議会に委託し実施している。 ・自立相談支援事業については相談件数を増加させるとともに、相談内容の振り分けを的確にすることにより新規就労・増収した人員の増加を目指す。また家計改善支援事業の利用を促し経済的な自立を支援する。 ・住居確保給付金については国の基準要件が頻繁に変更になっているが適切に対応し、必要とする世帯への支給を継続する。 上記の事業について経済状況等が悪化し自立困難な状況となった場合は生活保護制度を利用できるように連携を行う。 ・学習支援事業については定員50名のうち48名が利用申込をしているが、出席率が低い参加者がいるため実参加率を上げるよう、通知・声掛けを行う。</p>		